

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
貴省からは、スキームを示していたいただいているところであるが、このスキームでは、機器の設置費や保守料等で年約500万円、人件費として年約200万円程度の本市負担が発生することとなる。登記事項証明書の交付事務は本来、国の業務であるため、本業務を行う上での費用は国が負担するべきである。 貴省は公サ法の所管ではないため、同法の改正等について回答できる立場ではないのは承知しているが、今後、同法の改正がなされることになれば、不動産登記法や商号登記法等の改正が必要になると想定されるので、その際には迅速に対応願いたい。				【全国市長会】 登記事項証明書の交付事務に係る国と地方の役割分担を踏まえた検討が必要である。		法務局証明サービスセンターの設置の要否については、国費を投入するに足る行政需要の有無を判定するための設置基準に基づいて判断しており、同基準を満たさない地域におけるサービスセンターの運営費を国が負担することはできない。
本提案は、空家法上「空家等」の定義には建物の敷地も含まれていることから、同法に基づく略式代執行の際に、敷地も含め公告をすることで、相続財産管理人制度における公告の手続きを代行することができないかというものである。 相続財産管理人制度の手続きの代用が困難であれば、略式代執行後の跡地の所有権を持つ者を市町村長が確知できない場合には、市町村長から国に申出することで、検察官の請求により利害関係人を立てると、市町村に負担とならない手続について検討していただきたい。				【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づく略式代執行に伴う公告と、民法に規定する相続財産管理人制度に係る各種公告とはその目的、内容や主体を異にするものであり、手続を代行させることは困難である。 また、「検察官の請求により利害関係人を立てるとの趣旨は必ずしも明らかではないが、相続財産管理人の選任を申し立てる意思のない利害関係人に選任申立てを強制する制度の創設を要望する趣旨であるとするれば、私的自治の原則に反するものであり、対応は困難である。
現行制度においても、一定の対応ができていないのは、ご指摘のとおりと考えるが、区画整理事業そのものには協力的な土地所有権登記名義人であっても、境界が未確定であることに実害のない状態で、応酬のない隣接地の所有権登記名義人等と個人としての係争は避けたいとの心理もあり、境界特定制度を利用してもえない現状がある。それにより境界を特定することができます。区画整理事業そのものの停滞につながっている。 区画整理事業など公共性の高い事業については、自治体(原因者)が境界特定制度の申請者となりよう特例を設けることで、公共事業の停滞を回避し、円滑な進捗を図り、境界特定制度の活用範囲の拡大につながるものとする。		【小山市】 現境界特定制度は、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから、非協力的でない土地の所有権登記名義人等から申請してもらうことが可能である。しかし、当市における組合のケースは、特定したい境界に隣接する土地の所有権登記名義人等が国方とも非協力者(同一人物)であるため、申請も問わず苦慮しているところである。(現行制度では対応できない) こうしたケースにおいても境界特定制度を活用できるよう、区画整理事業の施行者である組合や自治体を申請人とできる特例を定めていただきたく考えているので、引き続き特例の制定に向けた検討の方をお願いしたい。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		個人の財産である土地の境界を当該土地の所有者の意向によらず、行政が画することについては、慎重な検討を要するものと考えられる。 土地区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。
総務省より通知は発出済みであるが、例えば「戸籍の届出 1 戸籍の各届出の受付に関する業務一届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認」は、通知では民間事業者の取扱いが可能な業務とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。 現場の実態に即した委託範囲を自治体に明示する必要があると考えており、総務省は、各担当省との調整、働きかけ及びより早とめ等、その中心的な役割を果たすべきと考える。 平成27年6月4日「市町村の出張所・連絡所等における窓口業務に関する官民競争入札又は民間競争入札等により民間事業者に委託することが可能な業務の範囲等について」(平成27年6月4日内閣府公共サービス改革推進室)において、民間事業者の取扱いが可能な業務が明示されている。 しかし、「戸籍の届出 1 戸籍の各届出の受付に関する業務一届出人の確認、届出書の記載事項及び添付書類の確認」は、民間事業者の取扱いが可能な業務とされているものの、現場での判断に誤りがあったとして是正を求められた。このため法務省は、現場の実態に即した委託範囲を自治体に明示する必要がある。 また、法務省の第一次回答のとおり戸籍事務の窓口業務の民間委託を実施する限り、実際は業務の地方化を行わずに得なくなり、効率的な業務運営に支障が生じてしまう。 公権力の行使とみなされている業務のうち支障事例にある確認等の業務は、民間の受付業務と大きく相違するとは考えられないため、法務省は、民間事業者でも対応可能な業務とする措置や基準設定を講ずるべきと考える。	有			【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。		地方自治体における窓口業務の適正な民間委託の実施を効果的に進める取組については、総務省において、取りまとめを行っているものと承知している。 戸籍事務においては、法令・通達等(マニュアルを含む。以下同じ。)に照らして処理の基準が明白な業務は、裁量判断を前提とせず、市町村長の判断を要しない事実上の行為又は補助的行為であるから、委託することが可能であるが、処理の基準が明白でない業務は、裁量判断を前提とし、市町村長の判断が必要となる業務であるから、委託することはできないものと考えている。 なお、全国一律の業務が求められる戸籍事務においては、基本的な業務及び判断結果の均一性が求められるものの、業務効率を考慮した場合に細分化した各業務の順序やその位置付けは、各市区町村において異なることが考えられる。このような場合において全てをマニュアル化することは困難であるので、最終的には戸籍法第3条第2項に規定する管轄する法務局又は地方法務局に相談することが必要になるものと考えられる。
保育士登録の取消しは、児童福祉法に基づき行わなければならないものであり、この取消しのためには前科等の情報を提供することは、みだりに他の目的のために使用するものとは言えない。また、前科等の情報を公開するわけではないため、法律上の保護に値する利益を侵害するものでもなければ、人権上の問題を惹起することにもならないと考える。 よって、提案に応じることは可能と考える。 また、仮に法務省からの情報提供が困難な場合においても、児童福祉法を所管する厚生労働省において前科等を把握し、全ての都道府県において速やかに保育士登録の取消しが可能となるような仕組みを構築すべきと考える。 なお、市区町村から情報を得ることとした場合、各都道府県は、保育士登録をしている保育士の本籍地の市区町村に対し、該当の保育士が犯罪人名簿に記載された場合に情報提供してもらうよう、依頼・調整しなければならない。これを全ての都道府県が個別に行うのは、あまりにも非効率的であるため、現実的ではないと考える。						前回答えたとおり、法務省として応じることはできない。 保育士資格に限らず、一定の前科を欠格事由としている資格は多数存在するが、検察庁において把握している前科等を数割、検察事務の適正な運営に資する以外の目的のために使用するべきではないこと及び身分証明事務は市区町村において行われるべきであることは前回答えたとおりである。
貴省回答のとおり、死亡した被保護者の遺留金品は、当該被保護者の財産の一部であって、一般的な相続財産として民法上の規定に沿って処理されるものであるが、死亡した被保護者の葬祭については、葬祭扶助を給付するとともに、生活保護法第76条において、遺留金品による充当及び先取特権が認められているところである。 このことは、民法第306条第3号及び第309条において、一般の先取特権として「葬式費用」が認められていることから、生活保護法においても特別の規定を設けているものでもと認められる。 回答では、葬祭扶助へ充当後なお遺留金品に残余がある場合については、生活保護法において特別な取り扱いを定めることはできないとされているが、民法第306条第4号及び第310条において、一般の先取特権として「日用品供給」の先取特権が認められていることから、支障事例の生活保護債権(生活保護費として支給したもの)に対する民入金・法第63条返還金・法第78条徴収金への充当ができるよう、特法である生活保護法に特別な取り扱いを定めることを求めているものであり、実現可能なものであると考える。				【全国知事会】 遺留財産の原資は、生活保護費だけに限定されないなど、課題が多いことから慎重な検討が必要である。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。		「葬式費用」及び「日用品費」の先取特権(民法第309条、第310条)は、貧困者が葬式を営んだり生活に必要な物品を購入したりすることができるようにするという債務者保護の趣旨をも含む規定であり、御指摘のような生活保護債権への充当に関する特別な取扱いを定めることの根拠とはならない。 また、他の一般債権者(このような者の中には、被保護者に生活資金を貸し付けたような者も想定される。)との均衡という意味からも、葬祭扶助へ充当後なお遺留金品に残余がある場合について、生活保護法において、生活保護債権の優先的な取扱いを設けることは困難である。